

交規第620号

平成15年4月17日

埼玉県警察本部長

交通規制事務の処理並びに道路標識等の設置及び管理要綱の制定について（通達）

この度、道路環境及び交通実態に適合した運用を図るとともに、事務手続を明確化し、交通規制事務の処理並びに道路標識等の設置及び管理を適正に行うため、交通規制事務の運用要領（昭和46年埼例規第23号・交規）の全部を別添のとおり改正し、平成15年4月17日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

交通規制事務の処理並びに道路標識等の設置及び管理要綱

第1 趣旨

この要綱は、交通規制事務の適切な処理並びに道路標識等の適正な設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるところによる。

- (1) 交通規制事務道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の規定に基づく交通規制のうち、信号機の設置及び管理に係るもの並びに警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）の権限により行うものに係るもの以外の事務をいう。
- (2) 道路標識等道路標識又は道路標示のうち、署長等の権限により行う交通規制に基づくもの以外のものをいう。
- (3) 交通規制の実施交通規制の新設、変更及び廃止をいう。
- (4) 交通規制台帳埼玉県警察情報管理システムによる交通業務管理実施要領（平成17年交企第817号）第2(3)に規定する交通規制情報管理機能のうち交通規制管理業務（以下「交通規制管理業務」という。）により登録され、データベース化された交通規制一覧表、交通規制実施図及び道路標識等設置図のデータをいう。

第3 設置責任者

- 1 警察本部に、交通規制及び道路標識等の設置責任者（以下「設置責任者」という。）を置く。
- 2 設置責任者は、交通部交通規制課長をもって充てる。
- 3 設置責任者は、交通規制事務並びに道路標識等の設置及び管理について全般的な事務を処理する。

第4 管理責任者

- 1 警察署及び交通部高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）に、交通規制事務及び道路標識等の管理に係る責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。
- 2 管理責任者は、署長等をもって充てる。
- 3 管理責任者は、道路標識等の設置が完了した日以降、管轄区域内における交通規制事務

及び道路標識等の管理について全般的な事務を処理する。

第5 管理担当者

- 1 警察署等に、交通規制事務の処理及び道路標識等の管理に係る事務の担当者（以下「管理担当者」をいう。）を置く。
- 2 管理担当者は、交通課長又は隊長補佐をもって充てる。
- 3 管理担当者は、管理責任者を補佐し、管轄区域内の交通規制事務及び道路標識等の管理に関する事務を処理する。

第6 交通規制の実施手続

- 1 署長等は、交通規制の必要性を認めたときは、道路、交通及び交通事故の状況、地域住民の要望意見等を調査し、交通規制管理業務により必要項目を入力の上登録し、設置責任者を経て申請するものとする。
- 2 管理責任者は、交通規制の変更及び廃止の必要性を認めたときは、前記1に掲げる関係事項を調査し、交通規制管理業務により必要項目を入力の上登録し、設置責任者を経て申請するものとする。
- 3 設置責任者は、前記1及び2の申請を受理したときは、交通規制指定申請書（別記様式第1号）又は交通規制変更（廃止）申請書（別記様式第2号）及び交通規制申請場所大観図、交通規制場所見取図、道路標識等設置見取図等を交通規制管理業務により出力して、その申請内容に基づき交通環境を精査し、交通規制の必要性について総合的に審査の上、所要の手続を行うものとする。

第7 交通規制台帳の作成と整理

- 1 設置責任者は、交通規制の実施について公安委員会の意思決定が行われたときは、その都度、交通規制管理業務により交通規制一覧表、交通規制実施図及び道路標識等設置図の各データを登録し、交通規制台帳として整理し保管するものとする。
- 2 設置責任者は、道路標識等の補修等を行った場合は、その結果を交通規制台帳に登録して管理するものとする。

第8 適正な管理

- 1 管理責任者は、交通規制が交通情勢に対応して、合理的かつ適正に保たれるよう配意しなければならない。
- 2 管理責任者は、管理担当者に道路標識等の設置状況（視認性、老朽状況、交通に対する

障害の有無、交通規制台帳との整合をいう。）を常に把握させるとともに、適正な管理を行わせ、良好な状態に保たれるように配意しなければならない。

- 3 管理責任者は、補修を必要とする道路標識等を発見・認知した場合は、速やかに交通規制管理業務により必要項目を入力の上登録し、設置責任者に申請するものとする。
- 4 設置責任者は、道路標識等補修申請書（別記様式第3号）等を出力して、その申請内容を精査した上、所要の手続をとるものとする。
- 5 管理責任者は、緊急に補修を要すると認められる道路標識を認知した場合は、交通事故等による交通安全施設損傷事案取扱要領（平成13年埼例規第24号・交規）に基づき設置責任者と連携して所要の手続を行うものとする。

第9 定期点検等

- 1 管理担当者は、年2回以上定期的に管内における交通規制の実施状況及び道路標識等の設置場所、破損、視認性等の設置状況について総合的に点検を行わなければならない。
- 2 管理担当者は、道路標識等について次に掲げる場合は、特別に点検を行わなければならない。
 - (1) 雷雨、風水害、その他災害の発生が予想される場合又はその発生直後
 - (2) 設置責任者又は管理責任者が必要と認めた場合

実施日

この通達は、平成15年4月17日から実施する。

実施日（平成17年12月28日交企第824号）

この通達は、平成18年1月1日から実施する。

別記様式第1号（第6関係）

新設用

交 通 規 制 指 定 申 請 書		第 号				
		年 月 日				
埼玉県警察本部長 殿						
警 察 署 長						
次の場所は を図るため交通規制の必要があると認められるので、 指定されるよう申請する。						
規 制 種 別						
路 線 名						
場 所 (区間)						
区 間 距 離	m ² m					
規 制 の 内 容	対象車両					
	禁止時間方向等					
規 制 理 由						
現 場 の 位 置 及 び 状 況						
道路状況	幅 員	車道 メートル 歩道 メートル 歩車道区別				
	その他					
交 通 量 (ピーク時1時間)	大型車	台	中型車	台	普通車	台
	二輪車	台	自転車	台	歩行者	人
交 通 事 故 発 生 状 況	人身	件・物件	件	：事故形態		
付 近 の 交 通 規 制 実 施 状 況						
住 民 等 の 意 見 要 望	地 域 住 民					
道 路 管 理 者 の 意 見 要 望	道 路 管 理 者					
そ の 他	1 通学路	学校名				
		全校生徒数	中	人		
2 周辺施設	施設名				人	
	利用者数				人	

- (注) 1 交通量は、ピーク1時間とし、交通事故発生状況は過去1年間とする。
 2 申請場所の写真を添付すること。

別記様式第2号（第6関係）

変更（廃止）用

交通規制変更（廃止）申請書			
第 号			
年 月 日			
埼玉県警察本部長 殿			
警 察 署 長			
下記により交通規制を変更（廃止）されるよう申請する。			
規 制 種 別			
現 規 制 内 容	規 制 番 号		
	路 線 名 場 所 (区間)		
	規 制 内 容	対 象 車 両	
		禁止時間方向等	
変 更 内 容			
変 更（廃 止） の 理 由			
変更（廃止）の年月日 年 月 日			
住 民 等 の 意 見 要 望 地 域 住 民			
道 路 管 理 者 の 意 見 等 道 路 管 理 者			
参 考 事 項			

年　月　日

埼玉県警察本部長 殿

警 察 署 長

道 路 標 識 等 補 修 申 請 書

下記により道路標識等を補修されるよう申請する。

記

1 道路標識等の種別

- (1) 大型道路標識
- (2) 路側式道路標識
- (3) 道路標示
- (4) その他

2 補修場所・区間等

別紙のとおり

3 補修理由

4 参考事項